

# 令和7年 第3回定例会 口頭報告

(令和7年9月16日)

令和7年度 定期監査第一期の結果について、ご報告いたします。

第一期では、政策経営部をはじめとする12の部局77か所を対象に、主に令和6年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が4点、監査委員意見が2点ございました。

指摘事項の1点目は、「情報処理機器の適正な管理について」でございます。

災害対策課の物品会計事務を監査したところ、災害用定点カメラ外部閲覧システム構築委託契約において、1台20万円を超える外部閲覧用パソコンを7台購入しておりましたが、この備品登録が行われていませんでした。前年度の定期監査においても、同様のケースを「注意事項」としていたものです。

本件パソコンは、全庁ネットワークに接続するものではありませんが、データの流出等セキュリティ面で情報システム機器固有のリスクもあり、備品登録だけでなくその管理には万全を期すべきものであります。

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

なお、本件パソコンのような内部に記憶できるデバイスについては主管課の管理となっております。

一方、USBメモリ等外部記憶媒体は、情報システム課で全庁的に取り扱い状況を収集・管理しております。システムやデータ保護の観点からも、整合性のとれた管理が実施されるよう検討を求めています。

指摘事項の2点目は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

この件については既にガバナンス担当部局におい

て全庁的チェック体制を整備しておりますが、今回の事案はそれ以前の事案であります。道路維持課において、合計533,500円である2件の原材料費購入契約について、契約請求決定日、見積書徴収先が同一であることから、1件の契約として契約課へ契約請求すべきところ、2件の契約として主管課契約を行う不適切な事務処理を行っていました。

指摘事項の3点目は、「足立区長附属機関構成員の費用弁償について」でございます。

足立保健所中央本町地域・保健総合支援課では、区長の附属機関として足立区精神障がい者施設指定管理者選定等審査会を設置しております。

附属機関構成員で、特別区以外に居住地および勤務地を有する者には、交通費相当分の費用弁償を行うこととなっております。構成員である委員に対する費用弁償の執行について監査したところ、支給すべき者に対して費用弁償がなされていないケースがありま

した。

また、指摘事項4点目は、「足立区高齢者住宅生活援助員に対する交通費の執行について」でございます。

住宅課では、高齢者住宅の円滑な運営を図るため、足立区高齢者住宅生活援助員の設置等について必要な事項を定め、生活援助員が連絡会に出席したときは、交通費実費相当額を謝礼として支払っております。

この生活援助員に対する謝礼の執行状況について監査したところ、謝礼の支給額に一部誤りがあり、支払われておりませんでした。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないように、必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

次に、「監査委員意見について」でございます。

監査委員意見の1点目は、「適正な予算計上の徹底について」でございます。

区の予算は、各部で積算、財政課の査定、区長査定

を経て編成され、区議会の審議・議決を経て決定、執行されます。この積算・査定・審議の手續が的確に行われることによって財政民主主義が担保されるものと言えます。

しかしながら、以下の3つの側面から、予算要求・査定の過程に課題があると考えられます。

一つ目は「緊急対応が必要となる事業における予算の過大計上」についてで、

開発指導課の「老朽家屋対策事業」では、令和6年度の実際の支出は15万円のみでしたが、当初予算は920万円でした。緊急対応への備えは理解できるものの、各所管課がそれぞれ緊急対応分を積み上げると全体として多額の不用額が生じる可能性があります。

二つ目は、「委託料における見積り精度の低さ」についてで、

例年、予算（見積額）に比して契約金額の落札率がかなり低率となる事業が見られます。例えば、令和6年度の施設営繕部各地区建設課における建築基準法

に基づく点検委託等12件では、契約請求額に対する契約金額が34.0%に留まる状況となっていました。

三つ目は、「需用費の過大な見積り」についてで、例えば、衛生部においては、こころとからだの健康づくり課、感染症対策課、衛生管理課の需用費について、当初予算に対する執行率が、それぞれ約65%、57%、40%と低い状況でありました。これは、衛生部以外の所管にも共通する課題と考えられます。

緊急対応が必要となる事業における予算については、議会の審議深度を後退させずに、緊急対応に必要な額を確保しつつ、併せて過大な予算計上を防ぐ仕組みの構築について、関係部署における検討を期待したい、と考えています。

次に、落札率、執行率ですが、物価高騰などにより不確実性が増す中、各所管課において行政需要に対応するために十分な予算を確保する姿勢自体は理解できますが、連年執行率が低い項目については、初めか

ら適正な見積額・予算額とすべきであり、また、財政担当においても的確な査定が必要、との意見を付しております。

監査委員意見の2点目は、「事務事業評価調書の指標設定の適正化について」でございます。

事務事業評価調書は、各所管課が自己の業務を見つめ直し、評価結果を事業の改善等や予算の見直しにつなげるための重要なツールであります。しかし、監査の結果、三点の課題が見受けられました。

一つ目は、「形式的な指標設定」についてで、

産業政策課の消費者支援事業では、消費者教室・講座の開催回数を指標としておりますが、事業の本旨は、消費者被害にあわないための区民への周知であり、どれだけ多くの区民に情報を届けたかを指標とすべきと考えます。また、人事課では、人事管理事務経費そのものを指標に掲げていましたが、執行した経費は事務事業の指標にはならないと考えます。

二つ目が、「趣旨・目的が不明確な保守管理指標」についてで、

交通対策課の駐輪場の維持管理事業では、施設の維持補修件数を指標としておりますが、計画的なメンテナンスや、異常発生の低減の方が指標にふさわしいのではないかと考えます。

三つ目が、「事務事業の目的と指標の不整合」についてで、

保健予防課の「妊娠高血圧症候群・未熟児養育医療等給付事業」では、事業名にもなっている妊娠高血圧症について指標が設定されておりました。

その他、実績値とかけ離れた目標、費用額そのものを指標とするケース、予算がないから評価調書を作成しないケース及び予算の執行委任先が事務事業評価に関わらないケースも見られました。

財政課主導の下、真に担当課・係・職員の取組が成果として反映されるような評価調書・指標となるよう見直しを期待したい、との意見を付しております。

今後とも執行機関におかれましては、地方自治法の基本的考え方を踏まえ、契約事務を適正に執行し、区民の負託に応える区政運営に引き続きご尽力いただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第一期の報告とさせていただきます。